

第3章 教養部廃止と教育改革

この章では、大学設置基準の大綱化（1991年）にともない、学部教育とくに一般教育体制の抜本的な改定が実施され、教養部が廃止（1994年）されるに至るまでの時期を扱う。この間に学部改組、大学院研究科改組・新設など、教育研究体制の充実へのさまざまな試みが模索された。看護学研究科（博士課程）の設置は、国立大学唯一の研究科の誕生であり、大学の発展にとっても重要な一歩であった。また4(6)年一貫教育の新たな理念の実現をめざして、新たに普遍教育が導入された。この過程を、主として、『千葉大学改革の歩み より高さを求めて 1990-1994』（1996年3月）に依拠して記述した。

第1節 大学設置基準の大綱化と教育改革

臨時教育審議会の提案により1987年9月設置された大学審議会は、設置以来次々に答申、報告を発表して日本の高等教育制度とその運用に関する抜本的な改善の方策を提示してきた。そしてこれを受けて制度上の各種改正が矢継ぎ早に実施され、第2次世界大戦直後の日本の高等教育改革につぐ画期的な大学改革が行われる起動力となった。審議会は、まず大学院制度の弾力化等について検討を開始し、これに関する部局報告と答申をまとめたのち、1989年以降、西岡武夫文部大臣の審議要請を受け、学部教育の充実と改革の課題へと審議の重点を移していった。これらの審議の結果が総括されたのが、1991年2月8日大学審議会答申「大学教育の改善について」であり、日本の高等教育の大幅な改革への道を示し、本学における改革にとっても基本的な方向付けを与えるものとなった。

同答申は、とりわけ一般教育と専門教育の改善の観点から、一般教育の理念・目標が大学教育全体の中で実質的、効果的に実現されるよう、カリキュラムおよび教育体制を改善し、専門教育のカリキュラムの内容の現代化、国際的な水準の維持、専攻領域の広がりををはかるよう求めた。さらに大学教育改革の方策についても、その基本的な方向を以下のように提示した。

第1節 大学設置基準の大綱化と教育改革

大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題となっている。このために、各大学が自由で多様な発展を遂げ得よう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要がある

大学審議会は、1990年から翌1991年にかけて、急ピッチで作業をすすめ、つぎつぎに部会報告と答申を発表した。主な部会報告と答申は以下に示すとおりである。

1988年7月	部会報告	「大学院制度の弾力化等について」
1988年12月	答申	「大学院制度の弾力化等について」
1989年7月	部会報告	「大学教育部会における審議の概要について」 「大学院部会における審議の概要について」
1990年7月	部会報告	「大学教育部会における審議の概要について その2」 「大学院部会における審議の概要について その2」
1990年10月	部会報告	「大学院部会における審議の概要について 大学院の整備充実について」
1991年1月	部会報告	「大学教育部会報告」 「大学院部会報告」 「学位授与機関に関する大学院部会・大学教育部会合同部会報告」
1991年2月	答申	「大学教育の改善について」 「学位制度の見直し及び大学院の評価について」 「学位授与機関の創設について」
1991年4月	部会報告	「大学院部会報告 大学院の整備充実について」
1991年5月	答申	「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」 「大学院の整備充実について」 「大学設置基準等及び学位規則の改正について」

1988年8月学長に就任した吉田亮は、このような情勢を深刻に認識し、1990年の年頭所感で、大学審議会大学院部会の審議の概要（1989年7月7日）から「卓越した教

育研究活動を行っている大学院、それから教育研究に意欲的に取り組んでいる大学院に対して重点的整備を行っていく必要がある」との記述を引用して、大学間格差が今後進行するであろうことを予想し、注意を喚起した。

なお、大学審議会の審議の概要に対する学内からの意見は、1990年9月の時点では、教養部が「大学教育部における審議の概要」と「大学院部会における審議の概要」に対して教授会の意見をまとめ、また薬学部と園芸学部とがそれぞれ公式の見解を学長あてに送ったにとどまった。学内では、改革のための検討がようやくその緒についたばかりであった。

第2節 組織改革の試み

第1項 大学改革への胎動

大学設置基準の大綱化が具体化されるに先立ち、千葉大学では改革への試みが開始されていた。教養部はすでに1982年以来、総合科学部ないし教養学部、さらには人間環境学部といった学部への再編を検討してきた。法経学部もまた、1986年以降、法学部と経済学部への分離改組をめざして学部内で議論を積み重ねていた。

研究教育の組織・体制上の改革をめぐる審議は、1990年2月設置された4部局教育研究体制検討専門部会に始まる。当初、文学部、教育学部、法経学部および教養部の委員から構成された同専門部会は、評議会第2小委員会内におかれ、教育学部評議員宇佐美寛教授を主査として、4部局に関わる「教育研究組織、体制及び運営等について見直し、時代の要請に即した学際的かつ総合的な観点から、その在り方を検討する」(同専門部会設置要項第2条)ことを課題とした。同年3月から翌年1月にかけて計9回開かれた同部会では、文学部、教育学部、法経学部、教養部がそれぞれ現状と将来構想を報告し、相互の理解を深めることができた。教育職員養成に関する全学的検討機構として第2小委員会内教職課程等検討専門部会が発足し、関連する審議を開始したのは、同専門部会の成果であった。

この専門部会と並行して、評議会第1小委員会の決定にもとづき、1990年10月には、同小委員会内に、法経学部改組・新学部設置計画専門部会および教養部改組・新学部設置計画等専門部会が設置された。法経学部改組・新学部設置計画専門部会は法経学部改組による新学部(仮称・法学部及び経済学部)設置計画を調査・審議するこ